平成２３年（フ）第８号
岐阜県高山市森下町１丁目115番地１、前住所岐阜県高山市岡本町１丁目91番地
破産者　山口自動車鈑金塗装こと　山口　賢治
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
静岡市駿河区鎌田535番地の１　パークサイド鎌田201号
破産者　曽根　玲子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７２号
愛知県西尾市寺津４丁目２番地３
破産者　榊原　春子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
愛知県愛知郡東郷町春木台３丁目３番地17、開始決定時の住所愛知県みよし市西陣取山119番地１　ヴェルドミール三好204号
破産者　林田今朝義
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
東京都足立区梅田１丁目31番５　カワムラ荘201号、住民票上の住所愛知県西尾市一色町坂田新田小家前38番地
破産者　伊藤哲太郎
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
三重県伊賀市土橋61番地の１、前住所三重県伊賀市上之庄1340番地の４
破産者　今井　敏貴
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第７号
滋賀県東近江市上大森町1068番地６、前住所福岡市博多区千代２丁目21番１―505号
破産者　サロンドクレールこと　山田　洋子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２５号
愛知県名古屋市東区新出来２―５―29　グロリア201、住民票上の住所和歌山県新宮市王子町１丁目９番７号
破産者　保田　英司
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１０３号
愛媛県四国中央市金田町金川599番地の５
破産者　信藤　光久
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１９９号
熊本市幸田２丁目10番２―202号
破産者　吉本　久義
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４１４６号
札幌市東区北50条東２丁目　フェリーチェ205号室、破産手続開始決定時の住所札幌市北区太平11条６丁目５―14
破産者　西館　清隆
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５０号
札幌市西区発寒４条６丁目２番38号
破産者　安部三枝子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５３号
札幌市西区発寒１条４丁目５番12―401号
破産者　赤坂　隆夫
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１８号
青森県弘前市大字樹木５丁目２番地８
破産者　毛内慎之助
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第８号
栃木県真岡市下大田和125番地１
破産者　上野　昌幸
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第１８３７号
埼玉県川口市大字安行原1623番地の８
破産者　中嶋　正彦
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
さいたま市北区東大成町１丁目621番地１　ハイネスタツミ106号
破産者　霜鳥　博司
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５７号
さいたま市南区大字太田窪2552番地
破産者　塚本　一也
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５８号
さいたま市南区大字太田窪2552番地
破産者　塚本サヨ子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係